



写真：小出集落（遠野市附馬牛町）



写真：日野沢館石会（久慈市山形町）

1. 平成27年度いわて中山間賞受賞集落等のご紹介
2. 中山間地域等直接支払制度について
3. 第4期対策における「繰越金・積立金」の取扱いについて
4. 山火事の防止について

平成27年度いわて中山間賞受賞集落等のご紹介

いわて中山間賞は、岩手県内の中山間地域において、地域の個性を活かした活性化の取組を行い、成果をあげている集落等に対し授与するものです。今年度は、地域の農家や女性が参画し、耕作放棄地の解消や交流人口の拡大、特産品開発などに取り組み、地域の活性化が図られている次の4集落等が受賞しました。

日野沢館石会（久慈市山形町）

○集落等の概要

旧山形村の中央部北西側に位置し、自然豊かな地域であり、52戸、人口173人の小規模な集落で、65歳以上の住民が3割を占めている。

「日野沢館石会」は、地域の耕作放棄地の解消、特産品づくり、体験交流活動の中心的組織となるため、平成21年4月に地域の40代から50代8名により設立された組織。

○日野沢立石会の農用地

そば：824a（うち赤そば177a）

○農業生産活動

平成22年度から地域の耕作放棄地解消の取組を実施し、そばを作付。平成22年度は2.3haだった作付面積を、平成26年度は8.3haまで拡大（うち耕作放棄地解消5.2ha）。

取組のポイント

- ・ 耕作放棄地を解消し、そばの作付面積を拡大。また、赤そばを作付し、美しい景観づくりを推進。
- ・ 地域の女性の技の活用による「手打ちそば」の商品化（ゆうパック事業による「生そば」販売）。
- ・ 体験型教育旅行や一般団体の受入を積極的に行い、グリーン・ツーリズムによる交流人口を拡大。



耕作放棄地での抜根作業



耕起後の整地作業



綺麗な赤そば畑

小出集落(遠野市附馬牛町)

○集落等の概要

小出集落は、遠野市の北部、附馬牛町の早池峰山を北に臨む麓に位置し、周囲を山林に囲まれた集落で、全戸数は17戸であり、うち15戸が中山間地域等直接支払制度の協定に参加している。約50名の住民のうち7割程度が60歳以上。

○小出集落の農用地

田1,006a、畑693a、合計1,699a（うち協定農用地：田380a、畑98a）であり、主な作付は米である。

○農業生産活動

耕作放棄地の防止のため、交付金対象外の畑に集落で作物を栽培するとともに、高齢者の農地法面の草刈りを共同で実施。毎年、重機をリースで調達し、水路の泥上げ整備を実施。

平成27年度から多面的機能支払交付金の取組を開始し、水路・農道の管理に交付金を活用している。

取組のポイント

- ・ 地域の林間を活用した畑わさびの栽培による所得向上。
- ・ 「大出早池峰神楽」や「東禅寺しし踊り」など、地域の文化伝承活動を積極的に実施。
- ・ 集落内の女性が中心となり、地域農産物を味噌・豆腐加工、そば打ちし、収穫祭などで振る舞うなど、イベントを通じて集落内の絆を深めている。



法面の共同での草刈り



林間わさび畑



女性が主体で花壇を整備



大出早池峰神楽

3ページに続く

梁川ひつじ飼育者の会(奥州市江刺区)

○集落等の概要

梁川地域は、奥州市北東部江刺区にあり、集落のほぼ中央を国道107号線が東西に、一級河川の広瀬川が南北に縦断している中山間部に位置し、水稻を中心とした農家が多い。梁川地域には、中山間地域等直接支払制度の対象となる協定集落が、19集落あり、各協定の代表者が参画する「中山間組織梁川連絡協議会」で、耕作放棄地解消の取組としてめん羊の活用を試みたところ効果があったため、平成22年に「梁川ひつじ飼育者の会」を立ち上げ。梁川地区の先導的取組として実施。

○梁川ひつじ飼育者の会の農用地

田1,034a、牧草地588a、WCS用稲130a、放牧地(転作牧草)560a
合計 2,312a

○農業生産活動

梁川地域の19協定の農地は、水稻や転作牧草が主で、概ねの農地は適正に管理。条件不利な転作牧草田の草刈りの省力化を図るため、めん羊の放牧による農地の管理を実施。

取組のポイント

- ・ 転作牧草地の草刈り作業の省力化と農地の有効活用を図るため、めん羊の放牧による農地管理を実施し、生産した羊肉を首都圏等へ販売(H26実績：49頭)し、所得向上を図っている。
- ・ 「梁川ひつじ母ちゃんの会」による羊毛加工講習会の開催や羊毛グッズを地域小学校等へ提供、子羊とのふれあい体験等を通じて、地域ぐるみでのめん羊による交流活動を実施。



放牧地へ羊を投入



羊の放牧風景



梁川地区のお祭りでひつじ料理提供



羊毛利用イベント

4ページに続く

高屋敷集落(一戸町)

○集落等の概要

一戸町小鳥谷地域の南端に位置し、馬淵川支流の平糠川と小繋川の合流点の高台にあり、世帯数40世帯、人口102人の小規模な集落で、60歳以上が住民の5割を占めている。

○高屋敷集落の農用地

水稲360a、トマト30a、花卉30a、さくらんぼ30a、自家利用野菜260a
合計：710a

○農業生産活動

集落内では、5世帯が専業農家、他は兼業農家。川沿いに水稲を作付、他はさくらんぼやブドウの樹園地、畑地となっている。集落内の農家は、JAへの出荷の他、国道4号線沿いにある産直「サラダボウルこずや」への出荷も行い、少量多品目栽培による所得の確保を図っている。

取組のポイント

- ・ 耕作放棄地の解消と、その農地を活用した地域特産品づくり(ヤマナシ)。
- ・ 旧街道や女性の技を活かした郷土食などの地域資源を通じた都市住民等との交流活動による地域活性化。
- ・ 地域に根付く神楽やまつりなどの伝統文化の継承。



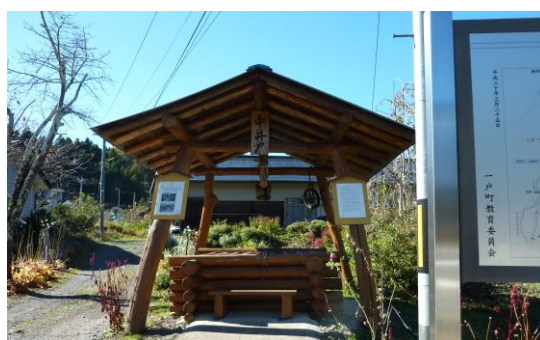
集落の案内版を設置



旧街道ツアー受入れ



被災地での神楽交流



旧街道の古井戸

○中山間地域等直接支払制度について

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

1. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

2. 交付単価

	急傾斜		緩傾斜	
	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価
田	16,800円/10a	21,000円/10a	6,400円/10a	8,000円/10a
畑	9,200円/10a	11,500円/10a	2,800円/10a	3,500円/10a
草地	8,400円/10a	10,500円/10a	2,400円/10a	3,000円/10a
採草放牧地	800円/10a	1,000円/10a	240円/10a	300円/10a

※**体制整備単価**：適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止や水路・農道等の管理など最低限の農地管理活動に加え、**機械・農作業の共同化、女性・若者等**を加えて農産物の加工・販売、**集落内サポート体制の構築**など、**農業生産活動体制の整備・強化**に取り組む場合の単価

3. 加算措置

地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、体制整備単価に所定額が加算されます。

①集落連携・機能維持加算

【集落協定の広域化支援】

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結し、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、概ね50戸以上の規模の集落とし、機械・農作業の共同化や担い手への農地集積又は作業受委託等を行う場合に加算

[加算額] 地目にかかわらず**3,000円/10a ※200万円上限**

【小規模・高齢化集落支援】

小規模・高齢化集落（総農家数19戸以下、かつ高齢化率（販売農家のうち65歳以上の人口%）が50%以上の集落）内の対象農用地を含めて協定を締結した場合に、当該小規模・高齢化集落の対象農用地の面積に応じて加算

[加算額] 田：**4,500円/10a** 畑：**1,800円/10a**

②超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜（田：1/10以上、畑：20°以上）の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算

[加算額] 田・畑：**6,000円/10a**

●詳しくは、お住まい(又は協定所在地)の市町村担当課にお問い合わせください。

○中山間地域等直接支払交付金の「積立金・繰越金」の取扱いについて

中山間地域等直接支払交付金は、原則交付年度において執行することとしていますが、例外として、積立及び繰越が可能となっています。

【積立】

将来における特定の支出に備え、複数年度にわたり交付金を取り置くもの。
協定期間(H27～H31年度)内に使用する(取り崩す)こと。

【繰越】

交付年度末までに支出できなかった残額を次年度会計に組み入れるもの。
何らかのやむを得ない理由により、その年度に計画した活動の実施が困難となった場合や災害復旧に備える費用を見込んで繰り越し、当該交付金を同年度内に執行すること。

積立・繰越を行う場合には、その目的、積立計画・使途計画等を明らかにし、適正に使用してください。

山火事の防止について

山火事の原因の多くが「野焼き」や「たき火」等の人為によるものです。中でも「野焼き」は、毎年、山火事の原因の1位となっています。

森林と森林の周囲1kmの範囲で、「火入れ」や「野焼き」等の面的な焼却を行う場合は、市町村長の許可が必要となります。

ただし、許可の対象は、下記の目的に限られます。

【火入れ】

原野、田畑、荒廃地等で立木や雑草、堆積物を面的に焼却

【火入れの許可対象】

造林のための地拵え、開墾準備、害虫駆除、焼畑、牧草地の改良

【野焼き】

野山の枯草や廃棄物を野外で焼却する行為。

法令等により「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等以外は禁止されています。

なお、森林と森林の周囲1kmの範囲では、雑草等を伝って面的に焼損する可能性があれば、「火入れ」とみなされ、市町村長の許可が必要となる場合があります。